

第二十四号議案

江戸川区墓地等の経営の許可等に関する条例

右の議案を提出する。

平成二十四年二月二十日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区墓地等の経営の許可等に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号。以下「法」という。）第十条の規定による墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の許可等に関し必要な事項を定めることにより、墓地等の経営の適正化及び墓地等と周辺環境との調和を図り、もって区民の宗教的感情への配慮及び公衆衛生その他公共の福祉の確保に寄与することを目的とする。

(用語)

第二条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(墓地等の経営主体)

第三条 墓地等を経営しようとする者は、次のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、特別の理由がある場合であつて、区長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

一 地方公共団体

二 宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第四条第二項に規定する法人（以下「宗教法人」という。）で、同法第五十二条第一項に規定する主たる事務所又は同法第五十九条第一項に規定する従たる事務所を江戸川区の区域内（以下「区内」という。）に有するもの

三 墓地等の経営を目的に設立され、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第四条の規定による認定を受けた法人（以下「公益法人」という。）で、同法第七条第一項第二号に規定する主たる事務所又は従たる事務所を区内に有するもの

2 前項第二号及び第三号に規定する法人は、その所在地に設置されてから、江戸川区規則（以下「規則」という。）で定める期間以上、区内で墓地等を営んでいるものでなければならぬ。ただし、特別の理由がある場合であつて、区長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

（墓地等の経営の許可等）

第四条 墓地等を営しようとする者は、規則で定めるところにより申請し、区長の許可を受けなければならない。

2 墓地の区域、墳墓を設ける区域若しくは納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地等を廃止しようとする者は、規則で定めるところにより申請し、区長の許可を受けなければならない。

3 区長は、前二項の規定による許可をするに当たっては、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付すことができる。

（申請事項変更の届出）

第五条 前条の規定により許可を受けた者は、墓地の区域、墳墓を設ける区域又

は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更する場合を除き、同条第一項又は第二項の規定により申請した事項を変更しようとする場合は、規則で定めるところにより、区長に届け出なければならない。

（みなし許可に係る届出）

第六条 法第十一条第一項又は第二項の規定により墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止の許可があつたものとみなされる場合は、その墓地又は火葬場の経営者は、規則で定めるところにより、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

（区長との協議等）

第七条 第四条第一項の許可を受けて墓地等を経営しようとする者又は同条第二項の許可を受けて墓地の区域又は墳墓を設ける区域を変更（拡張する場合に限る。）しようとする者（以下「申請予定者」という。）は、当該許可の申請に先立って、規則で定める日までに、当該申請に係る計画について、区長と協議しなければならない。

2 申請予定者は、前項の協議に当たり、規則で定める書類を、区長に提出しなければならない。

3 第一項の協議には、申請予定者が出席しなければならない。ただし、宗教法人にあっては代表役員、公益法人にあっては代表者が申請予定者として出席するものとする。

4 区長は、第一項の協議において、必要な指導及び助言を行うことができる。
(標識の設置等)

第八条 申請予定者は、当該許可の申請に先立って、墓地等の建設等の計画について、規則で定めるところにより、建設予定地の見やすい場所に標識を設置し、その旨を区長に届け出なければならない。

2 区長は、申請予定者が、前項の標識を設置しないときは、当該標識を設置すべきことを指導することができる。

(説明会の開催等)

第九条 申請予定者は、当該許可の申請に先立って、墓地等の建設等の計画について、当該墓地等の建設予定地に隣接する土地及び隣接する土地と同等の影響を受けると認められる土地又はその土地の上の建築物の所有者及び使用者(以下「隣接住民等」という。)に対し、規則で定めるところにより、説明会を開催する等の措置を講ずることにより説明し、その経過の概要等を区長に報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第四条第一項の許可を受けて墓地を經營しようとする場合、又は同条第二項の許可を受けて墓地の区域を規則で定める規模を超えて拡張しようとする場合には、墓地の建設予定地からおおむね百メートル以内の範囲に存する土地又はその土地の上の建築物の所有者及び使用者(以下「周辺住民等」という。)を、説明の対象者とする。ただし、区長が公衆衛生

その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

3 区長は、申請予定者が前二項の規定による説明を行わないときは、当該説明を行うべきことを指導することができる。

（住民等との協議の指導）

第十条 区長は、隣接住民等又は周辺住民等から、第八条の標識を設置した日以後規則で定める期間内に、当該墓地等の建設等の計画について、次に掲げる意見の申出があつた場合において、正当な理由があると認めるときは、申請予定者に対し、隣接住民等又は周辺住民等との協議を行うよう指導することができる。

一 公衆衛生その他公共の福祉の見地から考慮すべき意見

二 墓地等の構造設備と周辺環境との調和に対する意見

三 墓地等の建設工事の方法等についての意見

2 申請予定者は、前項の規定により隣接住民等又は周辺住民等との協議を行った場合は、規則で定めるところにより、前項各号の意見についての協議結果を区長に報告しなければならない。

（墓地の設置場所）

第十一条 墓地の設置場所は、次に定めるところによらなければならない。

一 当該墓地を經營しようとする者が所有し、かつ、所有権以外の権利が存しない土地であること。ただし、当該墓地を地方公共団体が經營しようとする

場合はこの限りでない。

二 河川、海又は湖沼から墓地までの距離は、おおむね二十メートル以上であること。

三 住宅、学校、保育所、病院、事務所、店舗、老人福祉施設、介護老人保健施設等及びこれらの敷地（以下「住宅等」という。）から墓地までの距離は、おおむね百メートル以上であること。

四 高燥で、かつ、飲料水を汚染するおそれのない土地であること。

2 区長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるもの及び規則で定めるものについては、前項の規定は適用しない。

（墓地の構造設備基準）

第十二条 墓地の構造設備は、規則で定める基準に適合しなければならない。

（納骨堂の設置場所）

第十三条 納骨堂の設置場所は、次に定めるところによらなければならない。ただし、区長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

一 納骨堂を經營しようとする者が所有し、かつ、所有権以外の権利が存しない土地及び建物であること。ただし、当該納骨堂を地方公共団体が經營しようとする場合はこの限りでない。

二 宗教法人法第十二条第一項に規定する規則に記載した目的に適合する寺院、

教会等であつて、礼拝活動等の実績が認められる建物及びその敷地として同法第六十六条の規定により登記された土地又は火葬場の敷地内であること。ただし、当該納骨堂を地方公共団体又は公益法人が経営しようとする場合はこの限りでない。

（納骨堂の構造設備基準）

第十四条 納骨堂の構造設備は、規則で定める基準に適合しなければならない。

（火葬場の設置場所）

第十五条 火葬場の設置場所は、住宅等からおおむね二百五十メートル以上離れていなければならない。

2 火葬場内において当該火葬場の施設を増設し、又は改築する場合その他特別の理由がある場合で、区長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、前項の規定は適用しない。

（火葬場の構造設備基準）

第十六条 火葬場の構造設備は、規則で定める基準に適合しなければならない。

（管理者の講ずべき措置）

第十七条 法第十二条の規定による管理者は、規則で定める措置を講じなければならない。

（土葬の禁止等）

第十八条 区内は、土葬（死体（妊娠四箇月以上の死胎を含む。）を土中に葬る

ことをいう。以下同じ。)を禁止する区域とする。ただし、区長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めて許可した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により、土葬を行う場合の墓穴の深さは、二メートル以上としなければならない。

(無縁の焼骨等の保管等)

第十九条 墓地又は納骨堂の管理者は、無縁の焼骨等を、次に掲げるところにより保管し、又は埋蔵しなければならない。

一 無縁の焼骨を発掘し、又は収容したときは、一体ごとに陶器等不朽性の容器に納め、その容器には、死亡者の氏名、死亡年月日、改葬年月日その他必要な事項を記載しておくこと。

二 無縁の遺体又は焼骨以外の遺骨を発掘したときは、火葬に付した後、前号に定めるところによらなければならない。

(工事の完了の届出)

第二十条 第四条第一項又は第二項(変更に係る申請に限る。)の規定により許可を申請した者は、当該墓地等の新設又は変更に係る工事が完了したときは、速やかに規則で定める書類を区長に届け出なければならない。

(公表)

第二十一条 区長は、第七条第四項、第八条第二項又は第九条第三項の規定によ

る指導を受けた者にあつては当該指導に従わなかったことに正当な理由がないと認めるとき、又は第十条第一項の規定による指導を受けた者にあつては当該指導に従わなかったことが同項の意見の申出の状況及びその内容に照らして著しく不当であると認めるときは、その旨を公表することができる。

(立入調査)

第二十二条 区長は、この条例に規定する事項について、必要があると認めるときは、墓地等の経営者又は管理者の協力を得て、職員に、墓地又は納骨堂に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他必要な物件の調査、助言及び指導をさせること(以下「立入調査」という。)ができる。

2 立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(委任)

第二十三条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例（昭和五十九年東京都条例第二百五号）及び江戸川区墓地等の経営の許可等に関する規則（平成二十二年一月江戸川区規則第一号）の規定によりなされた申請その他の手続については、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の際、現に存する墓地等の設置場所及び構造設備については、この条例の第十一条から第十六条までの規定は適用せず、なお従前の例による。

(説明)

墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）の改正に伴い、墓地等の経営の許可等に関する事項を定める必要があるので、本案を提出いたします。